

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第六条第一項の表総務部の項中

広報文書課

広報室・法制係・審査  
係・監理文教係・情報公

書係・収発  
開準備室

を

広報文書課

広報室・法制係・審査  
係・監理文教係・行政情報室

に

第十一条企業立地課の項第三号中「工業」を「工業等」に改める。

第十八条の表中

鳥取県私立学校審議会

私立学校法(昭和二十四年法  
私立高等専門学校以外の私立  
設置等並びにこれらの学校を  
これらの学校に関する重要事

律第二百七十号)の規定による私立大学及び  
学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の  
設置する法人の設立等についての審議並びに  
項についての知事に対する建議に関する事務

広報文書課

を

会

鳥取県公

鳥取県私

立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定による私立 私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各 設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審 これらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関
文書開示審査	鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号）第 規定による公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てにつ 査審議に関する事務
大学及び 種学校の 議並びに する事務	広報文書課
に、	鳥取県農村地域工業導 入促進審議会
十二条の いての調	農村地域工業導 の規定による農 作成その他農村 関する事務
入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第十八条第一項 村地域工業導入基本計画及び農村地域工業導入実施計画の 地域への工業の導入の促進に関する重要事項の調査審議に	企業立地課
を	

鳥取県農村地域工業等 導入促進審議会	農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百 項の規定による農村地域工業等導入基本計画及び農 計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進 査審議に関する事務
十二号）第十八条第一 村地域工業等導入実施 に関する重要事項の調	企業立地課
附 則	この規則は、公布の日から施行する。
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改 正する規則をここに公布する。	昭和六十三年十月一日
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
鳥取県規則第六十号	
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部 を改正する規則	

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三企業立地課の項部長専決事項の欄第四号中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改め、同号(二)中「第五条第一項」を「第五条第一項又は第二項」に改める。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第二号(四)及び第十号(一)並びに同項課長専決事項の欄第八号、第九号(一)及び第十一号並びに同表漁港課の項課長専決事項の欄第十一号(三)から(七)までの規定中「別表第四」を「別表第五」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「地方機関」を「機関」に改め、「別表第四」の下に「及び別表第五」を加える。

第八条中「別表第四」の下に「及び別表第五」を加え、「この表」を「これらの表」に改める。

別表第一中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第二保健所長の項第六十六号中(三)を(四)とし、(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(三) 第五十八条の三第一項及び第二項の規定による拡声機の使用の方法の改善等の勧告及び命令

(四) 第五十八条の五第一項及び第二項の規定による燃焼方法の改善等

の勧告及び命令

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。  
別表第四(第五条関係)

機関の長の共通専決事項

鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)第七条第一項及び第二項に規定する公文書の開示請求に対する決定及びその期間の延長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。